

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	立川市居住支援協議会総会
開催日時	令和7年6月30日（月曜日） 午後2時00分～午後3時40分
開催場所	立川市役所 208・209 会議室
次第	1 開会・挨拶 2 議 題 （1）居住支援協議会会則の一部改正について （2）居住支援協議会の役員の選出について （3）居住支援協議会の活動について ① 令和6年度の活動報告（案） ② 立川市居住支援協議会 令和6年度決算（案）及び監査報告 ③ 令和7年度の活動予定（案） ④ 立川市居住支援協議会 令和6年度予算（案） （4）居住支援協議会会員の団体紹介について （5）居住相談の事例について 3 その他
配布資料	【資料1－1】立川市居住支援協議会会則の一部を改正する会則（案） 【資料1－2】立川市居住支援協議会会則（案） 【資料2】立川市居住支援協議会会員名簿（会則順）（案） 【資料3】令和6年度 立川市居住支援協議会の活動について（案） 【資料4－1】令和6年度決算（案） 【資料4－2】監査報告書 【資料5】令和7年度 立川市居住支援協議会の活動について（案） 【資料6】令和7年度予算（案） 【資料7】居住相談事例報告（令和6年度下半期） J K K東京「会社案内」 立川市の外国人の状況について
出席者	[出席会員] 益子悦雄、芝田 賢一、櫻井崇之、後藤 亮一、松田 朗、三島佳子、鉢嶺 由紀子、安藤 徹、榊原 潤、中村達也、村上満生、田中公雅、浅見 孝男 [欠席会員] 山本繁樹、西上大助、仲沢克之、八坂志朗 [出席者] 大嶽 貴恵 [事務局] 田中 佑治
公開及び非公開	公開
傍聴者数	7名

会議結果	(1) 居住支援協議会会則の一部改正について ・原案のとおり承認 (2) 居住支援協議会の役員の選出について ・原案のとおり承認 (3) 居住支援協議会の活動について ① 令和6年度の活動報告(案) ② 立川市居住支援協議会 令和6年度決算(案)及び監査報告 ③ 令和7年度の活動予定(案) ・本年度の居住支援セミナーは12月に開催予定。 日時、場所、テーマは会長に一任。 ④ 立川市居住支援協議会 令和7年度予算(案) ・上記①～④のいずれも、配布資料のとおり承認 3. 居住相談の事例について 4. その他 ・次回の予定 令和7年10～11月。 日時、会場は別途調整。
担当	立川市市民生活部住宅課住宅対策係 電話 042-528-4384

会議録

～資料の確認～

- (会 長) おはようございます。会長の芝田です。
初めに、事務局より発言を求められているので、これを許可する。
- (事務局) 立川市居住支援協議会会則第8条第5項の規定に基づき、会員及び事務局以外の者として、居住相談窓口の受託事業者である、一般社団法人住まいと暮らしの相談室大嶽氏を、議題に関係があることから、出席させたいと思うが、よろしいか。
- (会 長) 議題に関係があることから、出席を許可する

～会長挨拶～

昨年度、居住相談窓口には、155件相談があり、困難な事例も増えている一方、不動産関係団体・居住支援団体・行政の連携によって、住居確保に結びついた事例が62件あった。相談件数は2年続いて予定枠を越え、居住支援協議会の必要性をより感じている。

本日の会議は、会員や役員の変更、前年度の報告と決算、令和7年度の事業計画と予算のほか、東京都住宅供給公社の紹介、居住相談窓口での課題についても情報共有することになっている。会員の皆様各位には、専門的な知見を活かしていただき、関連する有益な情報がありましたら、ご披露いただければ幸い。活発な議論をいただきますよう、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

- (会 長) それでは、次第に沿って進めさせていただく。議題（１）について、事務局より説明願う。

～議題（１） 資料１－１、１－２により説明～

- (会 長) ただ今、説明があった議題（１）について、ご質問やご意見はあるか。
ご意見等がないようなので、議題（１）について採決する。
協議会会則の一部を改正する会則を原案のとおり承認することにご異議あるか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認める。よって、議題（１）は原案のとおり承認された。資料１－１、１－２の（案）を削除願う。

- (会 長) 次に、議題の（２）に入る。事務局より説明願う。

～資料２の説明～

- (会 長) 事務局より説明があった議題（２）について、ご意見等はあるか。
ご意見等がないようなので、議題（２）について採決する。
協議会の会長として、東京都宅地建物取引業協会第十二ブロックの益子氏を、

副会長に立川市社会福祉協議会山本氏、市民生活部長中村氏、監事に榊原氏を選任することに異議はあるか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認める。よって、議題(2)は役員名簿のとおり選任された。名簿の(案)を削除願う。

(会 長) それでは、新会長益子さん、新副会長の中村さんからひとことご挨拶いただきたい。

—新旧会長の席移動—

(新会長) ただ今ご承認いただきありがとうございます。公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十二ブロック会計を担当し、立川支部では副支部長を担っている。芝田前会長の後任として精一杯務めてまいりますのでよろしくお願いします。

(新副会長) 本年4月に市民部長に着任した。令和3年10月から市民の相談窓口が設置されて運用が始まり、不動産関係団体、関係団体の皆様のご協力より、本市の事例が先進的な取組として注目されていると聞いている。引き続き皆様のご意見をいただき、この取組を推進していきたい。

(会 長) それでは議題の(3)①と②は関連があるので、①と②令和6年度決算(案)について事務局より、説明をお願いする。

～議題(3) 資料3、4-1により説明。

資料4-2については監事から説明～

(事務局) 居住支援協議会の活動、①令和6年度の活動報告(案)、②立川市居住支援協議会令和6年度決算(案)について資料3をご覧ください。令和6年度協議会の活動について。1の会議の開催は、令和6年6月20日に協議会総会を開催し、令和5年度の事業報告、決算報告、令和6年度の事業計画等を議題とし、団体紹介では立川市社会福祉協議会の紹介を鉢嶺会員に行っていた。11月15日に協議会を開催し、6年度の進捗状況、事例をもとに課題協議を行い、都市再生機構の団体紹介を行った。

2. 居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」について。相談日時は毎週木曜日、ご覧の日程で開催した。相談会場は立川市役所3階打合せコーナーを原則とし、相談者の状況により、相談者宅等でも相談を受けた。相談料は無料、開設日数はのべ50日150コマ、実相談件数は155件あった。2年連続で予定数を越えた相談を実施。住居確保を希望する件数はそのうち140件、うち住居確保に結び付いた件数は62件。このうち、不動産協力店での成約が51件、協力店以外の成約が11件。また、令和5年度から継続していた案件が32件あり、うち11件が住居確保につながった。令和6年度からの継続案件は28件、7件が令和7年度に入り住居確保につながった。155件の主な特性は複合している特性もあるが、高齢者77件、生活保護受給者62件、低額所得者37件、精神障害者24件、身体障害者15件、DV避難者10件、外国人5件。

3. 居住支援セミナーの開催について。開催日時は令和6年12月20日(金)、午後1時半から3時半まで、立川市役所101会議室、対面とWEB参加の複合型で開催した。不動産関係者、居住支援団体関係者、居住支援に興味のある方

などに参加いただき、対面では 57 名、WEB 参加は 46 名、合計 103 名に参加いただいた。内容は第一部に基調講演で、合同会社 R e n o v a t e J a p a n の甲斐様に暮らしと建物地域のタテナオシを重ねるをテーマにご講演いただき、第二部は中山不動産の東條様、南部西ふじみ地域包括支援センターの安藤様も加わり、ディスカッションを行っていただいた。

居住相談窓口とセミナーは、一般社団法人住まいと暮らしの相談室と契約し、実施。

4. 不動産協力店事業の拡充について。居住支援協議会の活動趣旨に賛同して、居住相談窓口と連携しながら住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産協力店を協力店登録簿に登録しホームページで公開している。令和 6 年度は 3 店舗協力店が増え、現在 21 店舗にご協力いただいている。

5. 活動の周知について。広報たちかわ令和 6 年 6 月 10 日で居住相談窓口の周知を行い、同号と 11 月 10 日号に協議会の開催記事を掲載した。また、11 月 25 日号に居住支援セミナー開催について記事を掲載した。ホームページには(2)に記載のある記事を掲載した。事業案内パンフレット・チラシは令和 6 年度は印刷せず、残部を関係機関である市の福祉の窓口や地域包括支援センター、不動産協力店などに配って周知を進めた。

続いて、資料 4-1 をご覧願う。令和 6 年度決算(案)について。まず、歳出予算は消耗品の支出はなく、資料送付に 930 円郵便料がかかった。委託料は、住宅セーフティネット相談業務委託料として 7,744,000 円を支出した。委託料の内訳は下記の表をご参考願う。続いて、歳入予算。国庫補助金を限度額である 500 万円を要求していたが、国からの各協議会への配分が少なかったために、最終的な補助額は 3,050,000 円で、残りは市費を充当。年々補助金は減額となっている。

(監 事) 令和 6 年度監査報告について資料 4-2 をご覧願いたい。
令和 7 年 6 月 19 日に会計監査を行った。決算(案)、会計明細書、各収入・支出の書類に基づいた監査の結果、収支状況について正しく示されており、会計は適正に処理されていることを報告する。

(会 長) 事務局より説明があった議題(3)①②について、意見等はあるか。

(会 長) ご意見等はないようなので、議題(3)①②について採決する。令和 6 年度の活動報告(案)及び立川市居住支援協議会令和 6 年度決算(案)及び監査報告について、異議はあるか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認める。よって、議題(3)①②は原案のとおり承認された。資料 3、4-1 の(案)を削除願う。

(会 長) 次に、議題の(3)③④は関連があるので一括して、事務局より説明をお願いする。

(事務局) 資料 5 をご覧願う。1. 会議の開催、協議会は 11 月を予定しており、本年度の事業の進捗状況報告、課題協議をしていきたいと考えている。
2. 居住相談窓口の開設「みんなの住まいサポートたちかわ」について。昨年

度より引き続いて毎週木曜日に、記載のある時程で行っている。例年どおり開催日数 50 日、150 コマを予定している。早急に退去が必要な方、木曜日に予定がつかない方等柔軟に対応するため、30 コマ程度昨年より多く相談を受け付ける予定。

3. 居住支援セミナーの開催について。今年度も 12 月頃に開催したいと考えている。会場は市役所の 101 か 302 会議室を予定しており、住宅セーフティネット制度の周知・啓発を目的として開催する。講師、テーマ等は今年度は精神障害のある方の住まい探しをテーマとして考えているが、会長にご一任いただき決めてまいりたい。居住相談窓口業務のフローは 2 ページ目のとおりだが、こういったかたちで相談窓口業務を進めていきたい。

4. 不動産協力店事業の拡充について。先ほど説明したが、令和 6 年度末で市内外併せて 21 店舗の登録がある。今後ともご協力いただける店舗の発掘と登録を進めていきたい。最近では居住相談窓口と不動産協力店との信頼関係が構築されたため、不動産店から空き物件の情報をいただくこともある。5. 活動の周知について。広報たちかわ、立川市ホームページ、パンフレット・チラシで周知していく。最後に事業全体の実施体制図について掲載しているのでご参考に。

続いて、令和 7 年度予算案について。まず歳出予算。消耗品費は使用実績がないため、7 年度は要求をしなかった。郵便料として 2,000 円と減額した。委託料は、木曜日以外の相談等、コマ数を増やすため増額している。また、相談窓口の職員に福祉部門の支援会議等に参加依頼等が増えており、相談窓口での対応以外の業務も増えているため、主に居住相談窓口業務、セミナー開催業務に前年度の 7,744,000 円から 9,116,000 円まで増額し計上している。歳入は国庫補助金を活用し、2,500,000 円、一般財源として 6,618,000 円を予定。先日国から通知があり、今年度の補助金の上限は 2,400,000 円と示された。

(会 長) ただ今、説明があった事例について、意見・質問・提案等はあるか。

ご意見等がないようであれば、議題(3)③④について、採決する。令和 7 年度の活動予定(案)、立川市居住支援協議会令和 7 年度予算(案)について、承認することに異議はあるか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認める。よって、議題(3)③④は原案のとおり承認された。
資料 5、6 の(案)を削除願う。

(会 長) 次に、議題の(4)に入る。

居住支援協議会会員の皆様が、各々どのような取組をされているか知る機会が必要と考える。前回は都市再生機構、櫻井様から事業のご紹介をしていただいた。今回は東京都住宅供給公社が実施している事業について、後藤様からご紹介いただく。

(会員 A) 机上配布の資料、J K K 東京「会社案内」に基づき説明する。J K K 東京の理念は「ひとと、くらしにあったかく」。3 ページ目、J K K 東京の歩みについて。この案内は昨年作成した。公社としての設立は昭和 41 年地方住宅供給者法に基づき設立されたが、前身は大正 9 年に設立された「財団法人東京府住宅協会」に遡る。住宅供給公社としては 60 年弱だが、前身からは設立 100 年を超えた。4 ページは現状の団地数等のデータを掲載している。J K K 住宅は 232 団地、70,947 戸、入居率 96.1%、耐震化率は 100%。5 ページ目は、現在メインで実施している住宅再生事業。平成 16 年くらいに新規に土地を購入して建物を建設し、供給するという事業は終了している。現在は年数が経っている建

物を建て替えるという事業に注力している。ＪＫＫ東京で初の全棟完全禁煙化の「カーメスト桜新町」、テレワークに対応できる設備も導入した。７ページ「コーシャハイム向原」は昔ながらの５階建て団地を建て替え、余剰地を生み出してサ高住等高齢者向けや障害者向け施設を提供している。管理は社会福祉法人に委託している。９ページはタッチレスエレベーターの導入等、健康志向に対応した取組の紹介。また、既存物件を部屋ごとにリニューアルする取組の紹介。１０ページはＪＫＫ東京が実施しているメイン事業である、公社住宅事業。管理戸数 71,571 戸、うち一般賃貸住宅は 70,947 戸、ケア付き高齢者住宅 370 戸、サービス付き高齢者向け住宅 224 戸を供給している。公営住宅等管理受託事業では、東京都から委託を受け都営住宅を管理している。約 25 万戸。概要を数字で説明。ＪＫＫの住宅ストック数、立川市では 1,750 戸管理している。公社住宅は市内で 4 か所管理。１３ページは東京都の施策と連携した若者や子育て、母子世帯等への家賃割引等支援の案内。大学連携も行っている。１４ページは入居者をサポートする制度。修繕、安否確認等に対応するコールセンターは 24 時間 365 日対応。窓口センターは都内に 16 か所開設しており、立川市にもある。修繕等のメンテナンスに対応する協力工事店は約 400 社。公社住宅用の窓口センターは 10 か所。１５ページからはソフト面での取組で「コミュニティの活性化に向けた取組」を紹介。住まいるアシスタントという名称の職員を採用し、数年前から子育て世帯等の交流を支援する取組を行政や地域の福祉団体、都立病院、近隣の大学と連携して行っている。１９から 22 ページは店舗等を改装して拠点施設を整備した事例紹介。運営は一般社団法人や企業に委託している。２３ページは既存住宅の資産価値維持向上取組の紹介。外壁を無機質なものから明るいイメージに塗装し直した事例の紹介。２４ページは、アセットマネジメントシステム認証取得の紹介。３年ごとに管理状況をプレゼンし審査を受ける。物件管理をしっかりとやっているという、いわばお墨付き。２５ページは公営住宅等の管理受託事業の紹介。都とも連携して、住まいるアシスタントの取組みと同じように都営住宅自治会の活動を支援している。ウクライナ避難者や能登半島地震被災者への住宅提供による支援も行っている。２７ページは安心して住んでいただくための取組で、認知症サポーターの養成や見守りサービス提供、自治体と連携した安否確認制度の紹介。管理員もいる。３０ページは自治体と連携して、セーフティネット専用住宅を 6 区 2 市で提供し、住宅確保要配慮者を支援している。最後に 31 ページはＪＫＫ東京の組織概要を説明している。ＪＫＫ東京は東京都からの全額出資を受けている。

(会 長) ＪＫＫの賃貸料は安く、入居希望者も多いが空きが少ない。先ほどの説明で新規供給が平成 16 年からリニューアルに注力して世帯数がほぼ横ばいという話であった。今後入居世帯数を増やしていく方針はあるのか。

(会員Ａ) かつては賃貸住宅が足りなくて、ＪＫＫは賃貸物件供給者として多くの住宅を建設した。今後人口減少社会となる見込みから、市部にある昭和 40 年代に建設し老朽化した建物は建替えではなく、メンテナンスをしながらリニューアルし長寿命化していく方針。区部と市部で対応を変えている。最近ではメンテナンスのコストが上昇しており、計画どおりに行えないのも課題となっている。

(会 長) 高齢者、障害者等、民間住宅に入居しづらい方の入居を支援するためにも、供給を増やしていただければありがたい。

(会員Ｂ) 資料 27 ページに「安心してお住まいいただくための取組」が紹介されている。高齢者のサポートに地域包括支援センターも紹介していただいたが、日々ＪＫＫのスタッフとは連携している。認知症サポーターの養成についても紹介されているが、認知症が進むと自分では分からずに家賃を滞納し強制退去となる方もいる。ハードルは高いと思うが、そういう方の情報共有が進められればあり

がたい。ご意見として申し上げる。

(会員C) 居住相談窓口にはJ K Kからの退去の相談があり、しかも退去間近の方からの相談が多い。課題も多いとは認識しているが、滞納者の情報共有が早めにできればその後の住居確保がスムーズにできると思う。早めの連携ができればありがたい。要望として申し上げる。

(会員D) J K Kの契約には渋谷まで行かなくてはならない。高齢者等には負担が大きいので、例えば立川窓口センターや提携不動産会社等で契約ができるようになればありがたい。

(会 長) ほかに質問等はないか。
次回ご紹介いただく団体は、事務局からご相談させていただく。
次に議題(5)居住相談の事例について、住まいと暮らしの相談室、大嶽様より説明をお願いする。

～資料7、事例1から5について順次説明～

(会員E) 事例4について。
刑余者については私たち居住支援法人が支援すべき住宅確保要配慮者であるが、この事例の方はどのくらい前の刑余者であるのか、また刑余者からの相談事例はあるか。

(出席者) 刑余者からの相談は年に数件ある。事例4の方はかなり昔のことだったよう。刑余者であることを不動産協力店に明かしてお願いすると、物件はまず見つからない。過去にもあったが、刑余者の物件探しは、刑余者の支援を行っている居住支援法人に繋がっている。

(会員E) 私は以前から立川拘置所と繋がりががある。今年の6月に法改正があり、立川拘置所も地域と連携しながら再犯防止に努めている。拘置所は地域に開かれた施設を目指しており、福祉専門官も配置している。居住支援協議会に拘置所から委員を迎えている自治体もあるようだが、本市との関係性は近くて遠いように感じる。昭島市にある矯正施設や医療少年センターは昭島市と連携が進んでいるように感じる。昨年、栃木刑務所の職員が立川市の居住支援協議会の状況を聞きに来た時に私も同席したが、今後、立川拘置所と立川市との交流が必要だと思いがいかがか。

(会員F) 法改正については承知している。拘置所から地元自治体と話をしたいという要望があり、7月頭に話をすることになっている。まず、そこからスタートしたい。

(会 長) 刑余者であることが判明した場合、部屋を探す場合にそれを明かすのか。

(出席者) 本人の同意を得た場合に明かす。今回も同意を得たうえで伝えた。

(会員C) 個人情報をごくまで管理会社、大家さんに伝えるかは、行政が運営している居住相談窓口にとっては、信頼関係が必要になるので難しい。後から何で教えてくれなかったのか、と責められ信頼関係を壊すことになるのは避けたい。後になって本人の同意を得ていないから教えられなかったと伝えるのは、管理会社にとっては大丈夫なのか。

(会 長) 管理会社にとっては知りたい事項。申込時に無職期間が長い場合に、その期間

は刑務所に入っていましたと伝えられた時に、どのように判断するかは難しい。

(会員C) 信頼関係を優先するのか、本人の意向を優先すべきか難しい。居住相談窓口では本人の同意を得て伝えるようにしている。一般的な感情からすると、刑余者や精神障害者が家を借りるのは難しいのが現実。何かアドバイスがあれば教えていただきたい。

(会員D) 事実を伝え、調整していくことが大切だと思う。それでもいいよという状態に社会を醸成していく。現状では受け入れてくれるところはなかなかない。それではこれからどうしていけばいいのかということを、話合っていかなければいけない。法務省の方等とも話し合いが出来れば良いのだが。

(会員C) 法務省も昨年くらいから刑余者の住宅確保、社会復帰の支援に力を入れ始めたが、今のスキームだと自治体に事案を下ろすだけ。都の説明会で我々自治体の職員はカウンセリングのノウハウ等を持っているわけではなく、たまたま異動の一環でその部署にいる職員に、刑余者の社会復帰を助けて欲しいと言われても厳しいと伝えた。国や都の支援がないと困難。統計によると刑余者の再犯率は非常に高いので、再犯を防ぐためにも地域でしっかりと支援してもらいたいと言われても、理想はその通りだが現実には難しい。私が以前に福祉部署にいた時の実感としては再犯率が高く、大家さんに対して、この人は更生しているから安心して家を貸して欲しいとは言い難い。刑余者への対応は国等の動きを見ていきたい。民間で刑余者の住宅確保に努められている方からのアドバイスもいただいきたい。

(会員E) まずは知ることが大切。刑余者といえども一人の人間で良いところもある。刑余者のほうが家の中が片付いていてゴミ屋敷にしないという面もある。一人ひとり状況が異なり生きづらさを抱えている。再犯を犯すのは貧困や地域との繋がり希薄さもある。それらを知るためには矯正施設を見学したり交流したり、中長期的に考えると拘置所の方に当協議会のメンバーになっていただくのが良いと思う。

(会長) 今は社会を明るくする強化月間でもあるし、皆様が刑余者のことを真剣に考えてくださっていて、素晴らしいことだと感じた。

事例5まで終わったが、外国人の方の相談が増えているということだ。外国人の方は手続きや入居中にも様々な課題があるかと思う。

実施している取組や工夫を、不動産関係団体の各団体から可能な範囲でご紹介願う。

(会員G) 外国人の入居受け入れにはそれなりの気合が必要。敷金の概念がない、家賃を払えば誰が使っても良いじゃないかという考えを持っていたり、床で調理をするため粉だらけにする方もいる。外国人の方には日本の賃貸住宅を利用するうえでの知識が必要。バブルの頃にはやった3点ユニット式ワンルームマンションには空きが増えて大家さんからも入居契約を急かされることがあるので、大家さんにご理解いただき入居してもらうことがある。リスク回避のために、保証会社を使う必要がある。保証料として家賃50%から1月分の保証料を払ってもらう。14か国語による対応可能。2か月分までの家賃保証や入居時のトラブル、夜逃げや原状回復にも対応してくれる。家賃保証してくれるので外国人からは敷金をもらっていない。契約時と更新時には在留カードは必須。更新前には在留カードが切れていないか早めに確認している。学生は学生証、働いている人は給料明細も必要。ごみ問題は難しい。それは諦めている。

分別せずに生ごみと缶等を一緒に捨てる人が多いので、自分と職員とで週に1回くらいゴミ袋を開けて分別している。お願いしても伝わらない。気合が必要というのはそういうこと。国も外国人を受け入れるというが、空き室は減るが、それであるならば日本の慣習等を周知してもらいたい。大家さんの理解がなければ、外国人の入居は難しい。この前もIH調理器には専用の調理器具が必要と伝えたが、意味が伝わらずに1年もたたずに壊されたこともあった。外国人への周知啓発と法整備が必要だと思う。今後は良くなっていくのではないかと期待はしたいし、自分では外国人との共生を目指そうと思っている。

(会員H) 立川市内におけるUR賃貸住宅の外国人居住割合は平均約5%くらいである。外国人対応ということで、URが何か特別なことを実施しているということはない。住宅の管理においては、文化の違い等から対応に苦慮する場面もある。立川市内のUR賃貸住宅ではないが、多摩エリアの団地において、コミュニティ活動等に外国人居住者の参加呼びかけ等の取組を開始している団地もあるが、言葉や文化の違いもあるため、模索中というところである。

(会員A) JKKとしては、中長期在留者と特別永住者の入居を受け入れている。契約時には大抵、日本語に堪能な方が同行してくる。入居後の住まい方のルールとして、5か国語の「住まいのしおり」という冊子を用意し渡している。苦情があれば管理人が伝えているが、切実な苦情があるとまではこちらの耳には入っていない。また重要な事項を掲示する時にも5か国語で対応している。自治会からは外国人とのコミュニケーションが取れると良いのだがという話もある。

(会長) 当社でも外国人入居に同じような保証会社を利用している。多言語に対応している。また、社員は反対するが自分は積極的に外国人の入居を受け入れるようにしている。また、同じようにゴミの片づけもしている。気合が必要ということでは同じ。
事例5まで終了したが、今年度に入ってから居住相談窓口での傾向等をご紹介願う。

(出席者) 令和7年4月から6月までの居住相談窓口では39枠に対して46件の相談申し込みがあった。来庁困難な方には自宅に赴いて相談も実施した。傾向として4点ある。1点目は複合的な困難な課題を抱えている人からの相談が増えている。2点目は外国人からの相談が増えていること。3点目は強制退去直前の相談が増えていること。4点目は精神障害者からの相談が増えているということ。相談件数は明らかに増えているが、昨年から傾向で外国人からの相談が増えている。毎月1～2件ある。やはり日本語でのコミュニケーションが難しく、例えば「必着」という意味が伝わらない等があった。相談員とケースワーカーとの違いが理解されないこともあった。離婚、多子世帯、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱えている外国人の相談が数件あった。こういう世帯には入居後の支援を視野に入れた住まい探しに努めている。強制執行間際の相談が増えているのも特徴。滞納が始まってすぐに相談に来てもらえれば、じっくり希望等を聞きながら物件を探せるが、そもそも強制退去の通知等も見えないし、理解に乏しい人が多い。通常の相談体制では間に合わないので、地域福祉課等と連携して緊急対応をした。詳しくは次回の事例で報告する。精神障害者が入居できる物件は少ない。地域社会資源に繋げることが大切だが、当事者に理解してもらうことが難しい。
困難事例が多く、増えてもきているので当協議会のメンバーや関係部署との連携が必要だと実感している。

(会長) その他を事務局から。

- (事務局) 住宅課では今年度「第4次住宅マスタープラン」と「空家等対策計画」の改正を行う。今回の改正では外部委員会を設けないので、協議会会員各位から素案ができたらご意見をいただきたい。10～11月にお願いする見込み。
また、次回協議会は、令和7年11月開催予定。日程等が決まったら連絡する。
- (会 長) 以上で、立川市居住支援協議会総会を終了する。本日はいろいろなご意見をいただいた。ありがとうございました。